

概要版

伊丹市障害福祉計画（第6期） 伊丹市障害児福祉計画（第2期）

令和3年（2021年）度～令和5年（2023年）度

令和3年（2021年）3月

伊丹市

2健114-2-092A4

計画の位置づけ

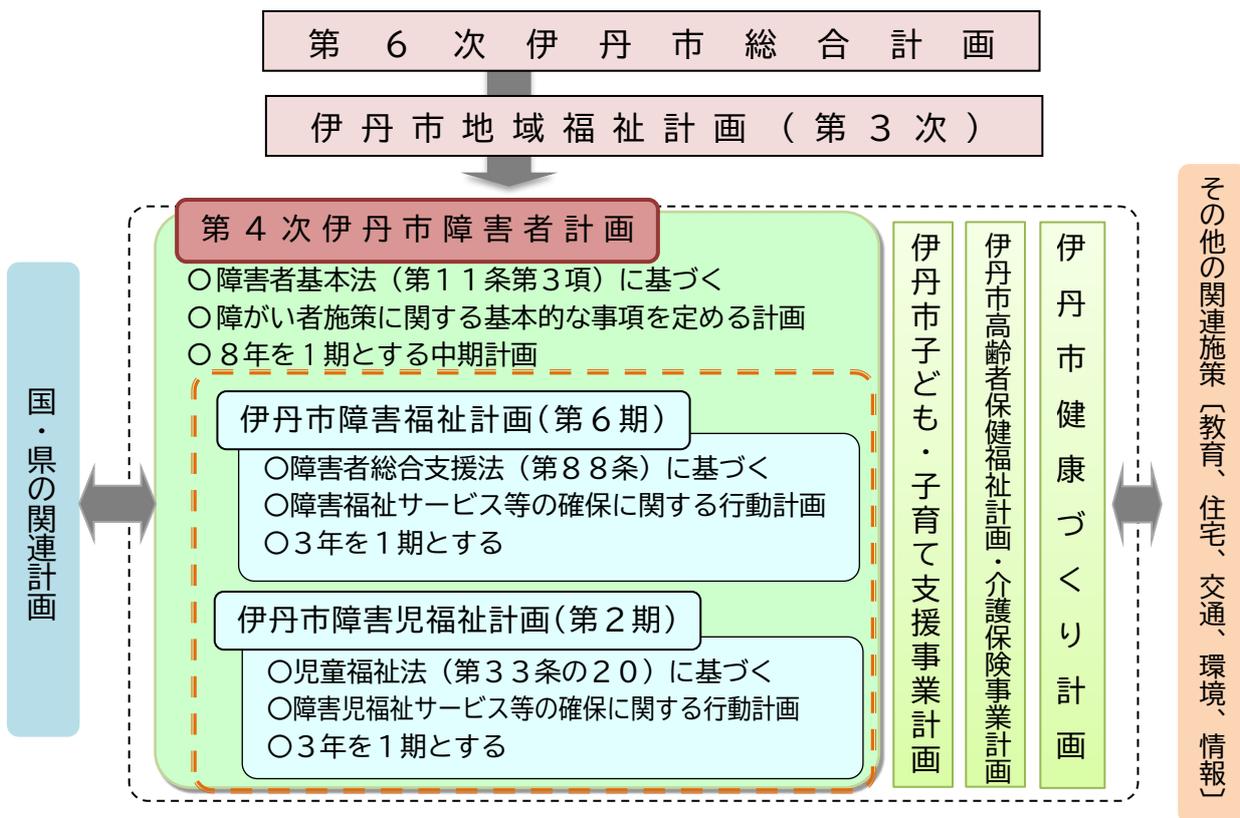
● 「伊丹市障害福祉計画(第6期)」

障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、自立支援給付に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの実施にあたっての考え方と必要なサービス量の見込を示すとともに、その確保のための方策を定めるものです。

● 「伊丹市障害児福祉計画(第2期)」

平成28年(2016年)6月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、市町村は障害児福祉計画を定めるものとされました。

障害児福祉計画は、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができることとなっており、伊丹市は一体的に作成するものとします。



計画策定の背景と趣旨

伊丹市では、伊丹市障害者計画において、障害者施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、サービス提供体制の確保のための具体的施策を示すものとして、伊丹市障害福祉計画を策定し、3年毎に改定を行い、計画的な施策の推進に努めてきました。

平成30年（2018年）3月に策定した「伊丹市障害福祉計画（第5期）」及び「伊丹市障害児福祉計画（第1期）」は、令和2年（2020年）度が計画期間の終期にあたることから、これまでの計画の進捗状況を検証し、国や県の指針や近年行われた障害者制度改革の内容や社会情勢・ニーズの変化、サービス利用実績等を踏まえて、新たに「伊丹市障害福祉計画（第6期）」及び「伊丹市障害児福祉計画（第2期）」を策定することになりました。

計画の期間

- 「伊丹市障害福祉計画(第6期)」及び「伊丹市障害児福祉計画(第2期)」は、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの3か年計画です。令和5年（2023年）度末を見据えた成果目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)
障害者計画	第4次（令和10年度まで）							
障害福祉計画	第6期			第7期			第8期	
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期	

計画の基本的な考え方

障害者基本法に基づく「第4次伊丹市障害者計画」と調和を保たれたものとして、次の基本的な考え方に基づいて、「障害福祉計画（第6期）」及び「障害児福祉計画(第2期)」を定め、今後の施策を推進します。

「第4次伊丹市障害者計画」における理念

「障害のある人が参加・参画する共生福祉社会※の実現」

全ての人がお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現を目指します。

※共生福祉社会…すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を発揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会

第4次伊丹市障害者計画の基本目標

- ① 社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加機会の拡大
- ② 意思疎通及び情報の取得・利用のための手段についての選択機会の拡大
- ③ どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保
- ④ 差別の禁止

第4次伊丹市障害者計画の基本的視点

- ① 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

伊丹市障害福祉計画（第6期）及び伊丹市障害児福祉計画(第2期)に盛り込むべき事項

成果目標設定のポイント

2023年（令和5年）度における達成目標

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行の促進
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障害福祉サービス等の質の向上
- ⑦ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備等

伊丹市障害福祉計画（第6期）成果目標

項目	数値目標	数値目標設定の考え方	
（1）福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進			
令和元年度末時点の入所者数（A）	166人	—	
令和5年度末時点の入所者数（B）	163人	—	
【目標値】地域生活へ移行する人数（C）	8人	国の基本指針では、令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者の6%以上（10人）を地域生活へ移行することとしている。伊丹市の現在の施設入所者の実態は、50歳以上が5割、支援区分6が5割を占めている。加えて地域移行の実績は、直近3年間で7人となっている現状を鑑み、伊丹市独自の目標値を設定する。	
	4.8%	移行割合（C/A）	
【目標値】削減見込み（率）	3人	国の基本指針に基づき、令和5年度末時点の施設入所者を、令和元年度末の施設入所者から1.6%以上削減する。（A-B）	
	1.8%	削減割合（A-B）/A	
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	有	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。	
（3）地域生活支援拠点等の機能の充実			
地域生活支援拠点の整備および機能の充実に向けての運用状況の検証・検討の実施	有	国の基本指針に基づき、機能の充実に向けて、年1回以上の運用状況の検証・検討を実施する。	
（4）福祉施設から一般就労への移行の促進			
ア) 福祉施設からの就労移行者数の増加	令和元年度末時点の就労移行者数	19人	—
	【目標値】令和5年度の年間就労移行者数（総数）	25人	国の基本指針に基づき、令和元年度実績（19人）の1.27倍以上
イ) 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加【新規】	就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者割合	7割以上	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者割合を7割以上とする。
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割以上	国の基本指針に基づき、令和5年度末時点で就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合を7割以上とする（就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）。
（5）相談支援体制の充実・強化等【新規】			
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施	有	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援を実施するため、基幹相談支援センター会議等で検討する。	
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	有	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに地域の相談支援体制の強化を実施するため、基幹相談支援センター会議等で検討する。	
（6）障害福祉サービス等の質の向上【新規】			
障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制確保	有	国の基本指針に基づき、令和5年度末までに障害福祉サービスの質の向上を図るための研修への派遣など体制確保に努める。	

身近な相談支援体制の整備

必要な人に必要な支援を的確につなぐ・共生社会の推進

身近に、いつでも、気軽に、どんな相談にも乗ってくれる相談窓口があることが、障がい者が地域で生活していくためには不可欠です。そして、ノーマライゼーションの実現に向け、障害があってもなくても、だれもが住み慣れた地域で普通に生活し活動できる社会を構築し、地域で生活している障がい者が、そのまま生活し続けることができるよう、また、施設や病院等から地域生活へと移行するためには、地域住民の障害への理解が欠かせません。地域への働きかけや啓発という役割も含む、相談支援が実践される伊丹市を目指します。

■相談支援に対する主な取り組み

① 基幹相談支援センターのあり方検討

障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者および地域の障害福祉サービス等の実情を的確に把握し、相談に対応していきます。

② 個別支援から地域づくり： 自立支援協議会の取り組み

地域自立支援協議会は、相談支援専門員の報告をもとに、地域課題の発生要因や解決方策を検討し、課題解決のための実際の活動の方法、方針を決定していく機能を果たします。

③ ネットワークづくり

チームによる障がい者の生活目標に対する取り組み（チームアプローチ）を通して障がい者の生活全体を総合的に捉え、サービスの総合調整を行い、個別事例を通じて、市内に多くのネットワークが形成され、地域の支援力が向上することを目指します。

④ 制度の縦割りを超えた 柔軟なサービスの確保へ

障がい児の相談では、保護者の意向を汲み、障がい児童自身の希望も尊重しながら支援計画を作成する必要があります。また、児童への支援方針が18歳以降も継続性が保たれる支援を目指します。

65歳を迎えたときには、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行を図り、引き続き必要なサービスを提供できるよう調整等を行います。

⑤ 権利擁護の取組～障害者虐待防止

障害者虐待の未然防止および早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止に向け引き続き取り組みを進めます。

⑥ 権利擁護の取組～意思決定支援

相談支援においては、障がい者と支援者とがパートナーとしての関係を作り、支援していくことが大切です。

利用者が本来持っている力に着目し、利用者の「エンパワメント」を高める本人中心の支援の重要性を、すべての相談支援専門員が認識することを目指します。

また、障がい者が置かれている立場を代弁するという権利擁護の観点に立ち、障がい者の自己決定・自己選択を支援していきます。

誰もが多様な暮らし方を選択できる社会を目指す

障がいのある人の地域生活では、グループホームで生活する、家族と暮らすなど、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、他の人々と共生することを妨げないことを目指します。

第1期～第5期計画期間には、グループホームの整備に力を注いで来ましたが、精神障がい者や重度の知的障がい者に十分対応できるグループホームの整備が不十分などの課題が残っています。今後も地域における居住の場として、グループホームの整備充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備・充実など、障がい者の多様な暮らしを支援する体制整備を進めます。



■地域移行・地域定着支援に対する主な取り組み

① グループホームの整備促進

障がい者の高齢化、地域移行の進展により、住まいの確保策として一層のグループホームの整備が求められており、引き続き整備を促進していきます。

② 精神障がい者の地域生活支援

地域の方々が、精神障害を正しく認識することによって、精神障がい者も暮らしやすい共生社会をめざします。医療・保健・福祉の専門家が連携し、支えるしくみを作ります。

③ 地域生活支援拠点の整備

障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点の整備を進め、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制づくりを積極的に推進していきます。

地域生活支援拠点の主な機能

1. 相談
2. 体験の機会・場
3. 緊急時の受け入れ・対応
4. 専門性
5. 地域の体制づくり

④ 高齢化への対応

高齢障がい者が、住み慣れた地域に必要な支援を受けながらいきいきと安心して暮らし続けられるよう、支援を必要としている本人を中心に据えた支援・サービス提供を目指します。

⑤ 緊急時支援

緊急時の支援の相談にも、遅滞なく、適切に対応できる体制づくりを進めます。

⑥ 地域での一人暮らしを支えるサービス

自宅で生活される方が、地域で安心して生活することができるようサービス提供体制の整備を目指します。

⑦ 障害を理由とする差別の解消

平成28年に「障害者差別解消法」が施行されました。多様な生き方を前提とした、共生社会の実現を目指し、障害への理解を深めていくための取り組みを進めていきます。

3

就労支援の推進

誰もがいきいきと働き、伊丹市で暮らすことを目指す

障がいのある人は働くことに対して、「賃金を得る」「誰かの役に立つ」「自己実現」「社会とつながる」「自分の居場所を見つける」などそれぞれ違ったニーズを持っています。それらニーズに対応した多様な選択肢、「一般就労をする」「一般就労をするために時間をかけて福祉施設で自分の持てる力を伸ばす」「仲間のいる施設で働く」などを提示し、障がい者の生活ニーズや生活ステージに応じた適切な支援を行います。就労支援や生活相談、日中活動系のサービスそれぞれの関係機関がそれぞれの強みを活かし、連携・協力して、一人ひとりを大事にしたそれぞれの「就労」を支援します。



■就労支援における主な取り組み

① 就労支援：チーム支援の推進

採用や雇用の条件、雇用の継続面で障害の有無に関わらず労働者の権利が守られ、雇用の機会と場が拡大し、一般企業等できいきと働き続けることが当たり前になる社会を目指します。

② 就労支援の推進：就労アセスメントの共有・支援体制構築

アセスメントにより把握された情報を、本人を支援する関係各機関によって共有・更新し、一貫した支援を推進します。

③ 発達障がい者への支援力の向上

発達障がい者支援のノウハウが不足しているため、相談現場、既存の障害者就労施設等で対応に苦慮する場合があります。そのため伊丹市障害者地域自立支援協議会の発達障害支援検討会で勉強会・事例検討会を開催し、支援実績を蓄積し、発達障がい者への支援力を高めていきます。

④ 職場定着支援

一般就労する障がい者の増加にともない、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化しています。相談を通じそれぞれの生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援をしていきます。

⑤ 障がい者就労施設の工賃向上

福祉的就労の場である障がい者就労施設の工賃が向上し、年金と合わせて、地域での自立した生活を営むのに必要な額となることを目指します。

⑥ 特別支援学校卒業者の進路の確保

特別支援学校の卒業生が、介護の必要性が高い方もそれぞれに適する日中活動の場を選択できるようにサービス提供体制を整備します。

伊丹市障害児福祉計画（第2期）成果目標

項目	数値目標	数値目標設定の考え方
（1）児童発達支援センターの整備		
児童発達支援センター（整備箇所数）	1	既に国の基本指針のとおり、市立こども発達支援センターを整備済みである。
（2）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		
保育所等訪問支援を利用できる体制の有無	有	既に国の基本指針のとおり、市立こども発達支援センター等において利用できる体制を構築済みである。
（3）重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備		
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（整備箇所数）	3	既に国の基本指針である1事業所を超える2事業所が事業を実施している。令和5年度末までに1事業所の新規参入を目標とする。
（4）重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備		
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所（整備箇所数）	3	既に国の基本指針である1事業所を超える2事業所が事業を実施している。令和5年度末までに1事業所の新規参入を目標とする。
（5）保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備		
保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係者による協議の場（整備箇所数）	1	既に国の基本指針のとおり、障害者地域自立支援協議会で設置済みである。
（6）医療的ケア児等コーディネーターの配置		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1	既に国の基本指針のとおり、市立こども発達支援センターに1人配置済みである。

発達に支援が必要な子どもの支援の充実

こども発達支援センター（あすばる）を中心とした地域支援体制の充実

発達に支援が必要な子どもが地域で安心して成長できるよう、平成28年（2016年）4月に設立した「伊丹市立こども発達支援センターあすばる（以下あすばる）」を中心に、障害の種別に関わらず、保健・医療・福祉・教育の各分野が協力して総合的に、かつ一貫した支援やサービスを提供し、発達に支援が必要な子どもの成長を支える支援を行います。

■発達に支援が必要な子どもの支援の充実に対する主な取り組み

① 相談支援体制の充実

総合的なワンストップ窓口として様々な相談に対応するほか、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの需要増加やニーズの多様化に対応できる相談支援体制の充実を図ります。また、他の民間相談支援事業所との連携や相談支援専門員への支援等も進めていきます。

関係機関との連携を図ることにより、支援が必要な子どもの早期発見、早期療育及び保護者支援の充実を図ります。

③ 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援体制の構築

保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等に関わる市内の関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。

子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上を目指し、効果的なサービスの利用や関係施設・機関の連携を推進し、「顔の見える関係づくり」を通じて地域全体での重層的な支援体制を強化します。

医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築します。

② 地域生活支援の推進

あすばるが中心となって、子どもの発達や地域生活を支援する発達支援システムを構築し、支援体制を充実させます。

0歳から18歳までおよび18歳以降の切れ目ない支援のために、引継ぎ等を活用した縦断的な連携と、保育所等支援事業や地域巡回支援などを活用し、子どもが利用している教育保育機関と福祉サービス、医療機関などをつなぐ横断的な連携を強化します。

④ ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進

様々なライフステージで提供される支援において、子どもや保護者への負担が生じることがないように、空白期間を生まない取り組みが必要です。

発達に支援が必要な子どもが健やかに育ち、その子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、医療・福祉・教育・生活の場においてライフステージごとにサポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」等を活用し、切れ目のない支援を、関係機関との協働・連携のもと進めます。

障害福祉サービスの見込量

●訪問系サービス

(月平均あたり)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間	
障がい者	居宅介護	276	4,015	278	4,055	281	4,095
	重度訪問介護	70	9,547	82	10,903	96	12,451
	同行援護	45	1,140	45	1,158	46	1,176
	行動援護	63	1,450	63	1,465	64	1,480
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
障がい児	居宅介護	31	911	31	911	31	911
	重度訪問介護	1	54	1	54	1	54
	同行援護	1	2	1	2	1	2
	行動援護	6	90	6	90	6	90
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

●日中活動系サービス

(月平均あたり)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間	
障がい者	生活介護	383	7,635	392	7,829	402	8,028
	自立訓練 (機能訓練)	1	11	1	11	1	11
	自立訓練 (生活訓練)	14	270	14	270	14	270
	就労移行支援	40	720	40	720	40	720
	就労継続支援 (A型)	69	1,382	72	1,429	74	1,478
	就労継続支援 (B型)	470	7,589	487	7,879	504	8,180
	就労定着支援(人)		19		20		21
	療養介護(人)		23		23		23
	短期入所(福祉型)	130	651	132	658	133	665
	短期入所(医療型)	3	11	3	11	3	11
障がい児	短期入所(福祉型)	10	37	10	37	10	37
	短期入所(医療型)	2	10	2	10	2	10

●居住系サービス

(月平均あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助(グループホーム)(人)	169	183	187
(うち精神障がい者)	24	25	27
施設入所支援(人)	165	164	163
自立生活援助(人)	1	1	1
(うち精神障がい者)	0	1	1

●相談支援

(月平均あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援(人)	障がい者	367	392	418
	障がい児	3	3	3
地域移行支援(人)		2	2	2
	(うち精神障がい者)	2	2	2
地域定着支援(人)		7	7	7
	(うち精神障がい者)	5	5	5

地域生活支援事業の見込量

●必須事業

(年間)

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施か所数	4	4	4	
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	13	14	15	
意思疎通支援事業					
手話通訳者派遣事業	派遣件数	388	398	408	
要約筆記者派遣事業	派遣件数	101	105	110	
手話通訳者設置事業	設置数	2	2	2	
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	30	31	32	
聴覚障がい者(手帳所持者数)	人数	588	588	588	
日常生活用具給付等事業					
障がい者	介護・訓練支援用具	件数	8	8	8
	自立生活支援用具	件数	37	51	65
	在宅療養等支援用具	件数	34	41	47
	情報・意思疎通支援用具	件数	43	52	62
	排泄管理支援用具	件数	3,233	3,233	3,233
障がい児	居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1
	介護・訓練支援用具	件数	2	2	2
	自立生活支援用具	件数	10	10	10
	在宅療養等支援用具	件数	9	9	9
	情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	410	410	410	
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1	
移動支援事業					
移動支援事業	障がい者	人数	293	296	299
		時間/年	39,420	39,814	40,212
	障がい児	人数	78	78	78
		時間/年	9,317	9,317	9,317
地域活動支援センター事業	か所(市内)	3	3	3	
	人数	46	46	46	

児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの見込量

(月平均あたり)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	432	3,324	452	3,482	472	3,639
医療型児童発達支援	1	4	1	4	1	4
放課後等デイサービス	760	7,105	825	7,696	890	8,287
保育所等訪問支援	8	10	9	11	10	13
居宅訪問型児童発達支援	2	4	2	4	2	4
障害児相談支援(人)		200		216		233
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置(人)		1		1		1

計画の策定体制

● 計画策定の経過

- 本計画の策定にあたっては、伊丹市在住の障害者手帳所持者の方 1,500 人および発達に支援が必要な児童の保護者 343 人に対してアンケート調査を実施しました。障がいのある人や発達に支援が必要な児童及びそのご家族の皆様の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などについて把握を行いました。
(回収数：手帳所持者対象 682 件、児童の保護者対象 274 件)
- 本計画の策定は、伊丹市長が学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民の代表、行政関係者で構成する「伊丹市福祉対策審議会」に諮問し、同審議会の答申に基づき行いました。
計画内容については、障がい当事者からの意見反映を図るため、市内当事者団体とのヒアリング会を実施するとともに、伊丹市福祉対策審議会障がい者部会及び障害福祉計画・障害児福祉計画ワーキング会議を設置し、検討・協議を行いました。
- 本計画についても案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、市障害福祉課窓口、市こども福祉課窓口、支所・分室等において計画案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。



伊丹市マスコット たみまる

発行：伊丹市 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

健康福祉部 生活支援室 こども福祉課

TEL. 072-784-8032 (直通) FAX. 072-784-8036

TEL. 072-784-8127 (直通) FAX. 072-784-8112

※このリーフレットは1,000部作成し、印刷経費は1部あたり60.5円のコストがかかっています。